

5 複写複製権

(1) 立法経緯

複写複製権 (droit de reproduction par reprographie) は、1995年1月3日法によって導入された (122-10条～122-12条)。

(2) 定義

複写複製とは、「写真の技術または直接的な読みとりを可能とする同等の効果を有する技術によって、紙または類似の媒体の上に複写の形式で複製することをいう」(122-10条3項)。したがって、デジタル形式による複製は対象ではない。

(3) 複写複製権の譲渡

「著作物の発行は、第3編第2章の規制を受け、かつ、そのために文化担当大臣の認可を受けた集中管理団体への複写複製権の譲渡を伴う」(122-10条1項)。複写複製権は、このように、著作物の発行と同時に、法律によって著作者から集中管理団体に強制的に譲渡される (法定許諾ではない)。この規定は強行規定であり、契約により無力化することはできない。施行前に発行された著作物も、譲渡の対象となる (122-10条5項)。

複写複製権を譲渡したとしても、商業目的 (販売、貸与、宣伝または販売促進目的) での複製については、別途、著作権者の許諾が必要である (122-10条1項、4項)。

(4) 集中管理団体による管理

複写複製権の譲受人は、文化担当大臣から認可を受けた集中管理団体であり (122-10条1項)、その資格は法で定める基準 (122-12条) を満たす者に与えられる。複写複製権を管理する集中管理団体は、CFC (Centre Français d'exploitation du droit de Copie) である。

認可された集中管理団体のみが譲渡された権利の管理するため、利用者と契約を締結することができる (122-10条1項)。ただし、商業目的での複製については、集中管理団体は許諾権限がない。排他的権利が集中管理団体に譲渡されることになるため、集中管理団体は、独占的に利用者との契約を締結し、著作権侵害訴訟を提起することができる。利用者は、集中管理団体と契約を締結すれば、著作権侵害を理由とする訴訟の危険にさらされることはないという法的安全を得られる。

報酬は、包括利用料の方法によることができる (122-11条)。報酬は、著作者のほか、出版者にも分配されている。

(5) 欧州との違い

フランスでは、複製権の一態様である複写複製権を集中管理団体に強制的に譲渡させ、集中管理団体が利用者に対して利用を許諾するというスキームで制度を運用している。これに対し、欧州では、複製権の例外（私的複製）と構成する。このような違いはあるが、集中管理団体によって報酬の徴収・分配が行われるので、結果的には同じ状況となる。

★目次★

http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237